

事 務 連 絡

令和3年4月13日

各

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

不適切保育に関する対応についての調査研究（周知）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれています。

今般、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切な保育に関する対応について」（実施主体 株式会社キャンサーズキャン）において、保育所内での不適切保育等を防止するための方策や発生したときの対応についての手引きの作成及び保育所内での不適切保育等に対する都道府県及び市区町村の対応等に関する実態調査を行いました。

本調査研究事業の結果について下記 URL に掲載されておりますので、管下の保育所等に対して周知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

また、厚生労働省にて本調査研究の概要資料を作成しましたのでこちらも併せて周知をお願いいたします。

- 「不適切な保育に関する対応について」（実施主体 株式会社キャンサーズキャン）
（報告書） <https://cancerscan.jp/research/801/>
（概要）別添（厚労省作成）